

特定計量器販売事業届出書

平成 6 年 11 月 16 日

福岡県知事殿

届出者 住所 福岡市東区松島3丁目34-33

正晃株式会社

氏名 代表取締役 印 正哉



下記により、計量法第51条の特定計量器の販売の事業を行いたいので、届け出ます。

記

1. 事業の区分の略称

質量計
体温計及び血压計

2. 営業所の名称及び所在地

福岡営業所 福岡市東区松島三丁目34番33号

北九州営業所 北九州市小倉北区宇佐町二丁目1-13

久留米営業所 久留米市山川沓形町3-30

筑豊営業所 田川市桜町13番33号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 第2項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。



様式第3（第18条関係）

届出書記載事項変更届

平成15年2月7日

福岡県知事殿

届出者 住所 福岡市東区松島三丁目34番33号

正晃株式会社

氏名 (名称及び代表者の氏名)

代表取締役 印 正哉



下記のとおり変更があるので計量法第51条第2項において準用する第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質量計

2 変更のあった事項

- ・北九州営業所 住所変更
- ・筑豊営業所 廃止

3 変更の事由

- ・北九州営業所 新築移転の為
新住所：〒805-0071 北九州市八幡東区東田一丁目6-5
Tel 093-671-8006 Fax 093-671-8007
(旧住所：北九州市小倉北区宇佐町二丁目1-13)
・筑豊営業所 →北九州営業所と統合の為

備考 (届出時住所：田川市本桜町13番33号)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法第41条の規定による変更についてはそれぞれの証明書を添付すること。
- 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

